

スクラム

2024年3月号
第227号

編集・発行

「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

賃金・ハラスメント なんでも労働相談ホットライン



3月8日（金）9日（土）の二日間にわたって、労働相談ホットラインを行なった。8日には、相談電話が6件、来所相談が3件、9日には相談電話が4件、来所相談が4件あった。都合、相談電話が10件、来所相談が7件という結果であった。今回の特徴は、解雇問題の相談が多かったというところにあ

る。10件のうち、5件が解雇問題であった。ここ1・2年の傾向が主にパワハラ問題であったことを考えると大きな違いである。

なぜ、このような結果となったのかについては、よくわからないが、いまの世相を反映しているのかもしれない。それと、今回来所相談が多かったのは、この間相談を受けている組合員との打合せを入れたことが反映している。執行部をはじめ、多くのスタッフが事務所に詰めているのであるから、こうしたやり方は有効である。今後とも、こうしたやり方を取っていく必要があるだろう。

今回の労働相談にあたっては、中国新聞と毎日新聞が事前告知してくれた。そして、当日は広島テレビが取材してくれて、夕方のニュースで流してくれた。ニュースが流れるとすぐに2件ほど相談電話が鳴った。われわれの労働相談はマスコミ報道に依拠しているところが大きい。特に、最近の特徴からするとテレビ報道がなされると相談電話が増大する傾向にある。それゆえ、労働相談を成功させようと思えば、マスコミ対策の充実が重要である。

フクシマを忘れない！ さようなら原発 ヒロシマ集会



3月10日、広島弁護士会館において、『フクシマを忘れない！ さようなら原発 ヒロシマ集会』が開催された。参加者は150名を数えた。

冒頭、呼びかけ人の山田弁護士は、東日本大震災で引き起こされた福島第一原発の大惨事からわずか13年にしかならないのに、岸田政権は原発再稼働、新たな原発建設に舵を切った。この8月には島根原発の再稼働をもくろんでいる。こんなことを許してはならない。そして、私たちがフクシマによりそうとは、孤立無援で闘う市民を支え続けていくことだ

と呼びかけた。

福島原発告訴団団長の武藤類子さんは、ビデオメッセージを寄せてくれた。その中で、福島第一原発の大惨事を引き起こした国ならびに東電は誰一人として責任を取っていない。それどころか、GX法(脱炭素電源法)にかこつけて原発再稼働、原発新設に踏み切ってきている。こうした流れを放射能汚染水排出差し止め訴訟、東電刑事裁判などを通じて、全ての原発を止める闘いを進めていきたいと決意表明された。

島根原発3号機差し止め訴訟原告団の芦原康江さんから「島根原発2号機の再稼働を止めよう！」と題して講演があった。今年正月に起こった能登半島地震での実態を示しながら、島根原発2号機の再稼働を行うことの危険性を鋭く指摘した。島根でも能登半島と同様の地震が起こる可能性はあり、島根原発を直撃するようなことがあれば、それは取り返しのつかない惨事となる。住民は避難することもできずに、屋内退去することしかできない。結局は、住民の犠牲の上に「原子力村」の利権を守ることに過ぎない。40年超の島根原発を再稼働させることは、「危険な実験」である。これを絶対に許してはならない。



力を合わせて、島根原発の再稼働を止めようと呼びかけられた。

紀元節復活反対！平和・民主主義・人権を守る

2・11 ヒロシマ集会に参加して

竹本淳一

「紀元節復活反対」と言われても、今の若い人には何のことか分からないかもしれません。なぜなら、一貫して学校では、天皇は日本国並びに日本国民統合の象徴であるというふうにししか習っていないからです。最近では表立って聞かなくなりましたが、私が学生のころは君が代や日の丸掲揚に明確に反対する教職員がいました。でも、そのころの私には、どうして反対するのか理解が及びませんでした。

集会では、浄土真宗本願寺派西善寺住職の小武正教様をお迎えして講演をしていただきました。

紀元節は、天皇制が誕生して以来続く天皇神話による歴史観（皇国史観）が国民の心にある中で、さらに戦前・戦中における軍国主義・全体主義を植え付ける役割果たしました。「お国の為」「天皇陛下の為」に戦い死ぬことが最大の名誉とされ、戦地に兵士を送り出す際、「天皇陛下万歳」と連呼し、日章旗（日の丸）を振っていました。紀元節はそういう思想を定着させるためにありました。

しかし、日本は戦争に敗れ、この思想や歴史観が誤りであったことに気づかされ、その反省のもと日本国憲法の施行で紀元節は一旦廃止されました。ところが、1966年、天皇の政治利用を画策する政府・自民党は戦前回帰に反対する国民の声を無視し、天皇神話に基づく「紀元節」の日、2月11日を国民の祝日「建国記念日」として制定し、事実上「紀元節」を復活させたそうです。その流れの中に現在もあります。今、岸田政権が推し進める軍拡、改憲の政治も戦後のこの国のあり方を根底から覆します。

私たちは平和憲法の下で戦後79年、戦争をしないで平和を守ってきました。この歴史的経緯とその意味を改めて心に刻み、軍備拡大、戦争する国作りに突き進む岸田政権に対峙し、全ての人々のいのちと人権、平和が守られる社会を築くために、行動していきましょう。

必勝！池上 文夫 県労協議長、選挙事務所開き

2月23日(金)午前10時、福山市神村町で福山市議会議員池上文夫さんの選挙事務所開きが盛大に行われた。池上さんはスクラムユニオン・ひろしまが加盟する広島県労働組合連絡協議会の議長であり、長年労働運動や民主的な市民運動の先頭に立ってこられた。これまで6回の当選を重ね、4月7日(日)投票の選挙で7回目の当選を目指す。



当日は、スクラムユニオン・ひろしまや福山ユニオンたんぽぽ、広島高教組などの労働組合、野党系の国会議員や地方自治体議員だけでなく、枝広直幹福山市長、地元市民300人ほどが集まり、池上さんの活動の大きさや人脈の広さを示すものとなった。

今選挙には定数38に対して60名以上の立候補予定者が見込まれており、激戦は必至の情勢だ。特に池上さんの地元から別の立候補者が立つ予定であり、これまでにない厳しい闘いになる。

スクラムユニオン・ひろしまも池上さんの必勝を期して全力で支援していきたい。

沖縄のフィリピン技能実習生からのSOSとその後

前号のスクラムで、沖縄の実習企業で働き始めて間もなく暴力を受けた技能実習生たちの事件を報告した。様々な支援を受け、無事沖縄を脱出した彼らは、キリスト教会や知人の家に身を寄せながら、次のステップへと移った。一つは転籍である。幸い広島で型枠大工の会社が見つかった。技能実習生を受け入れた経験もあるということで、さっそく連絡を取り、事情を話した。監理団体を教えてもらい、企業と本人たちとの面接をしてもらえらることとなった。この型枠大工の企業を紹介してくれたのは、元監理団体の人で、昔スクラムユニオンの委員長とはいろいろ争った人であった。だが、今回はスクラムのために協力して動いてくれた。さっそく面接が行われ、実習生たちは頑張って日本語で自己紹介をした。とても良い雰囲気で行われ、後日、正式に採用するとの連絡があった。まずは、ひと安心である。現在は、大阪にある新しい監理団体の研修施設に移り住み、日本語の勉強をしながら、手続きが完了するのを待っている状況である。3月下旬には新しい実習先へ移ることができるだろう。

次に、団体交渉を行った。企業は沖縄、スクラムは広島、監理団体は名古屋なので、中間地点のスクラムユニオン事務所で団交を行うことにした。社長と監理団体が、沖縄を脱出せず企業に残った2人の実習

生を連れてやってきた。2人に「暴力はなかった」と証言させたかったのか。しかし、通訳を伴ってきていなかったのに、彼らは一言も話すことはなかった。

社長は落ち着いた感じの人ではあったが、暴力、暴言については否定した。「股間を蹴ったのではなく、振り向きざま、たまたま足が当たっただけだ」とか「ひどい言葉は使うなと現場に厳しく言っている」と回答した。唯一認めたのは、本来休みのはずの土曜日に出勤をしなかった罰としてAさんに2日間仕事をさせなかったことであった。この件については、給料を支払うことを約束した。

今回、こんなにスピーディに事が運んだのは、沖縄平和運動センターのKさん、ユニオン北九州、キリスト教会など、数々の支援があつてのことで、心から感謝を述べたい。

技能実習生の孤立出産問題 岩下康子

スクラムユニオン・ひろしまは、昨年東広島市で起きた2件目の技能実習生孤立出産問題に寄り添い、彼女が新しいスタートを迎えるまで支え続けた。彼女は今、元気に新たな職場で日常を送っている。有罪判決が下されたが、日本にとどまって働き続けることができるという好事例になったといえる。

しかし、技能実習生の孤立出産は、なお続いている。2023年9月、兵庫県丹後篠山の22歳ベトナム人技能実習生が、死産した乳児の遺体をトイレに遺棄した。「妊娠すると帰国させられる」というネット情報を信じ、相談もできないまま犯行に及んでしまった。9月、地裁で懲役1年6月、執行猶予4年の有罪判決が言い渡された。その後、この技能実習生がどうなったかはわからない。

2024年2月上旬、福岡で死産したベトナム人技能実習生が乳児を放置したことで起訴された。現在も拘留中で、九州の支援団体等が支援活動を展開している。そして、2月下旬、尾道市でインドネシア人技能実習生が死産した乳児を放置した罪で逮捕された。

制度上は、妊娠・出産が認められているとはいえ、彼女たちに普段接する企業や監理団体はそれらを周知するどころか、「妊娠してはならない」というメッセージを技能実習生に送り続けている。国は、雇用主や監理団体に注意喚起をするだけにとどまり、3年で入れ替わる技能実習生たちは、断片的に伝わる「妊娠は禁忌」という言い伝えの中に閉じ込められているのだ。

今後、技能実習ではなく育成就労に代わるが、技能実習制度と大きく変わらない内容が進言され続けており、改革案に妊娠出産問題は、全く出てこないのだ。人権問題を真剣に考えているとは言い難い。

出産しても働き続ける技能実習生の姿や、妊娠したことを肯定的にとらえられる社会が醸成されない限り、不幸な事件は続く。私たちは断固としてこの状況に立ち向かいたいと考えている。

尾道のインドネシア人実習生は、まだ20歳で性の知識もほとんどなく、自分が妊娠していることもわからなかったという。突然出産してしまったことに驚いて、動転してしまった彼女にどんな罪があるというのだろうか。そして、妊娠する原因を作った男性は相変わらず言及されることがない。女性だけを断罪する社会が少子化に陥るのは必然ともいえる。

就労経験の少ない若い世代を受け入れる日本に、性教育の責任が課されていることも考える必要があるだろう。

闘争短信

特定非営利活動法人（NPO）エス・アイ・エヌ事件 最高裁へ上告 執行委員 小林さゆり

2020年9月、NPOエス・アイ・エヌの健全な経営を目指すために、従業員7名でNPOエス・アイ・エヌ労働組合を結成したが、わずか半年でつぶされた事件に関する裁判報告をしたい。組合＝「会社の敵」という観念しかもたない経営陣は、組合の中核であった私に交通費詐取という嫌疑をかけ、懲戒解雇に追い込み、間髪入れず組合委員長に全く必要のない配置転換を命じた。

私の突然の解雇に戸惑う利用者への対応に追われる中で、これ以上利用者を動揺させることはできないと配置転換を拒んだ委員長までも業務命令違反だとして懲戒解雇に追い込んだ。そのような会社の悪らつさに嫌気がさした組合員は、退職の道を選び、クビになることを恐れた組合員は会社に寝返り、組合は解体された。この懲戒処分早急さから、私たち単独の労働組合では太刀打ちできないと判断し、スクラムユニオン・ひろしまへ単組加盟し、2021年4月と6月に広島県労働委員会に不当労働行為救済申立てを行った。

一年にわたる審理の結果、2022年6月3日に全面勝利での命令書が発出された。その喜びも束の間、法人からすぐさま広島地裁に不当労働行為救済命令取消訴訟がおこされ、2023年3月に地裁、2023年11月には高裁で、まさかの不当判決をうけた。

地裁、高裁とも全く不当労働行為に対する審議はなされず、法人側の主張のみを取り上げたものであり、広島県労委の判断を否定するというものであった。広島県労委は最高裁上告に踏み切った。スクラムユニオンも補佐人として足立弁護士を代理人に立て、上告理由書及び陳述書を提出し最高裁に挑んだ。

このような労働組合法を無視した不当判決が確定すれば、『憲法28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保証する』を根本から否定することになる。最高裁の厳正なる判断を望んでいる。

フォーブル不当労働救済命令発出後の状況報告

1. 救済命令に対する会社の命令履行状況

組合が行った(株)フォーブル（以下、会社）の不当労働行為に対する救済申立てについて、昨年12月6日、広島県労働委員会は、以下の命令を行った。

- ① 2022年4月15日に行われた変形労働時間制導入（以下「導入」）撤回を求めた団交での会社の

態度を不誠実団交と認め、会社に対し、「導入」の根拠を裏付ける資料等を提示して具体的な説明を行うなどして、組合の理解が得られるよう、速やかに誠意をもって団体交渉に応じることを命じた。

②Aさんの残業代を同年6月から5か月間ゼロにしたことは、不利益取扱いであると認め、Aさんに対して「差別する取り扱いがなければ得られたであろう時間外勤務手当相当額」（以下「相当額」）の支払いを命じた。さらに、同種対応を繰り返さないために、会社に対して組合への謝罪文の発出を命じた。会社は、これについては、謝罪文を12月15日に郵送してきた。

②について、会社は、Aさんに支払うべき「相当額」について、組合との協議なしに低額な金員を1月4日にAさんの口座に一方向的に振り込んだ。組合からの抗議を受けて、会社は増額した相当額との差額分を追加で支払ったが、組合無視という不誠実な対応に変わりはない。

会社は、①については、「導入」の「説明文」を送ってきた。組合は、これに対して、そもそも変形労働時間制はフォーブルでは適用できないとして、「会社が作成した令和5年11月のAさんの勤務割表（以下、勤務割表）を例に挙げて、「導入」の法的根拠を以下のように質した。

勤務割表では、月総労働時間は、1か月の所定労働時間（171時間）の範囲内とする167時間37分に、「残業となる勤務」としてあらかじめ48時間53分が加算され、216時間30分と定められている。変形労働時間制採用の要件（以下、要件）は、1か月の平均労働時間が11月の場合は所定労働時間171時間以内とされている。従って勤務割表は、法の定める要件を満たさないのでは」と質問した。

これに対して、会社は、「『残業となる勤務』としてあらかじめ定めることはない。別に追加で乗務をお願いすることは通常ある。法定総労働時間枠内での勤務と同じように乗務を命じることはない」と回答した。しかし、勤務割表では、黄色に色付けされた「『残業となる勤務』は、216時間30分と定められた11月の全体の勤務の一部であり、一体のものである。「追加で乗務をお願いしたもの」ではない。勤務割表は、法の定める要件を満たしていない。

会社は、「導入」の根拠を「広島北労基から問題は指摘されていない」ことのみを挙げており、組合の理解を得ようとする姿勢は全くない。会社の不誠実な対応に変わりはないが、組合は、不当労働行為救済命令履行のやりとりは一旦終了し、今後の団交で継続協議することとした。

2.春闘課題を含めて職場改善の闘いを強めていこう

今後組合は、①現行のすべての仕業を24年の国の改善基準告示改正を満たすものに改めること、②トイレに行く時間もない仕業を見直すこと、③交通量の多い場所でのフリー乗降は危険なので行わないこと等の要求を継続課題としている。今回は、これに加えて、春闘要求として、仕業の見直しに伴い予想される残業代減少を補うものとして、基本給の引き上げや通勤手当に相当するものを新設してほしいという職場からの切実な要求の実現をめざす。

再掲！ 「スクラムユニオン・ひろしま」 ホームページがリニューアル！

ホームページにまずはアクセスしてください。

「生きやすい社会」「働くことが幸せにつながる社会」「安全で安心な社会」
そんな思いを込め、「スクラムユニオン・ひろしま」の新しいスタートを
お知らせします。

HP アドレス

<https://scrum-union.org/>
QRコードからもアクセスできます→



今後、多くの方の救済につながり、
だれもが活用できるホームページになるよう尽力します。
皆様のご意見、ご感想お待ちしております。

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

2月の報告 (一部抜粋)	3月の予定 (一部抜粋)
4日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	1日 ノースハンドグループ団交
5日 広島県労委、GL分会	3日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
6/7日 出雲労働相談、アスベスト相談会打ち合わせ	4日 中央労働員会(リキ)、県労委
11日 建国記念の日反対集会、中国帰国者の会(春節)	7日 エイジトレーディング団交、ユーシン裁判
13/14日 出雲労働相談、統一コミティ	8/9日 労働相談ホットライン
15日 こころ団交、梓佳団交	10日 3・11集会、NPO事務局会議
16日 弁護士打ち合わせ、GL団交、GL分会	11日 実習生ネット
18日 NPO事務局会議	12日 ユニオンネット幹事会
20/21日 出雲労働相談、中労委	14日 GL団交、エムファースト団交
22日 ふれあい学習会、アスベストユニオン西日本	15日 出雲統一コミティ、本四団交、フォーブル団交
23日 池上議長事務所開き、Uネット全国交流集会	16日 中国帰国者の会発表会
24/25日 西日本春闘討論集会(北九州)	21日 ふれあい学習会
26日 本四バス分会、エムファースト団交	22日 クラブ・デモンストレーション団交
27日 出雲労働相談 他	31日 池上議長出陣式 他